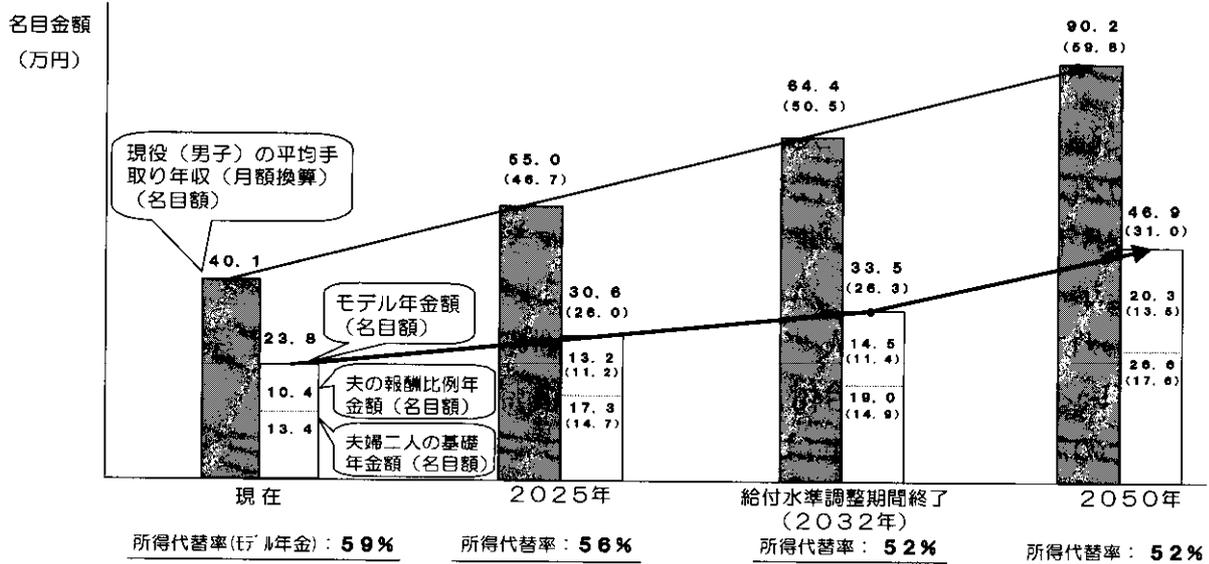


基準ケース（保険料固定方式）（厚生年金の最終保険料率20%）  
 -マクロ経済スライド（実績準拠法（名目年金額下限型））でスライド調整する場合



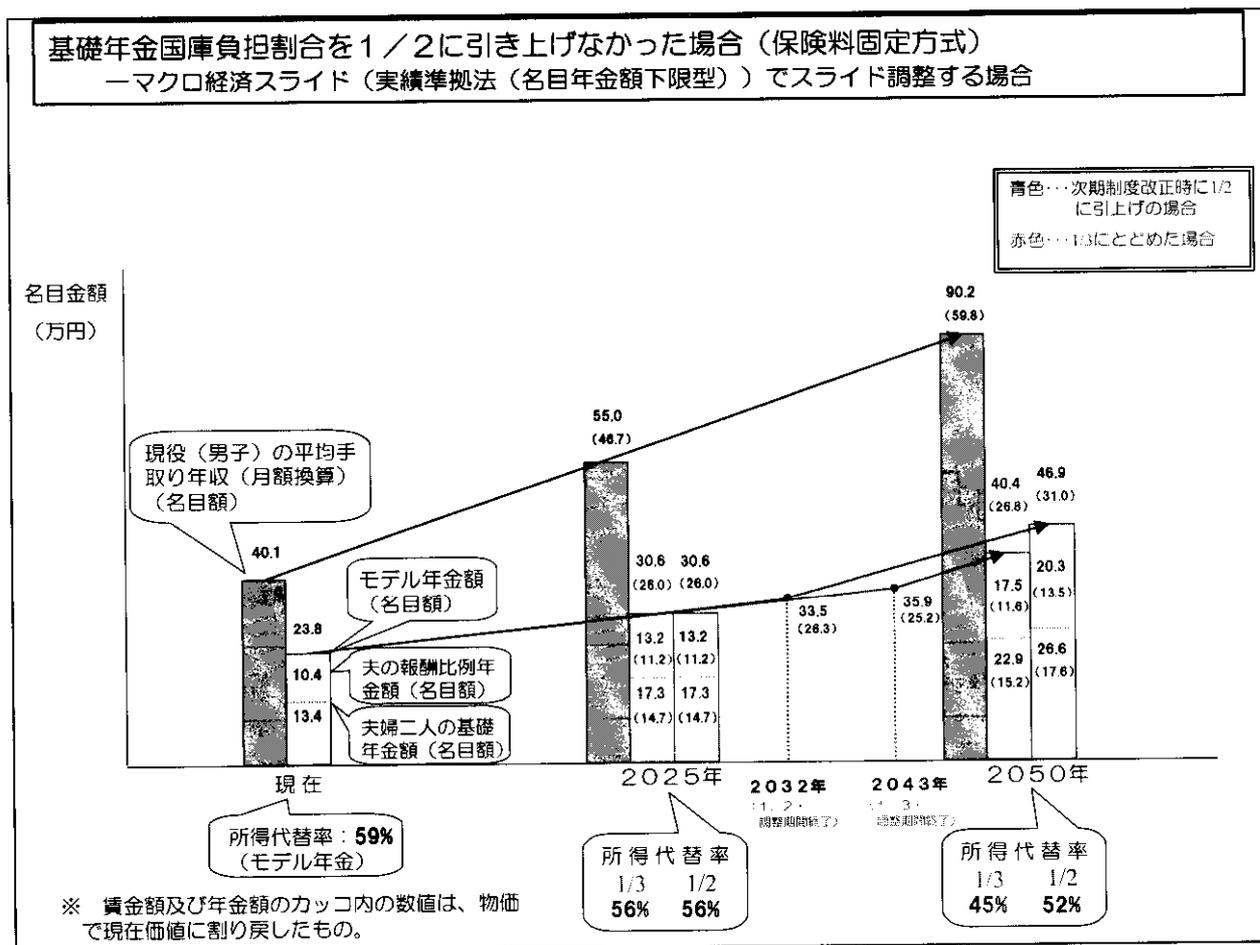
※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したものの。

《基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合—マクロ経済スライド  
(実績準拠法(名目年金額下限型))・厚生年金の最終保険料率20%》

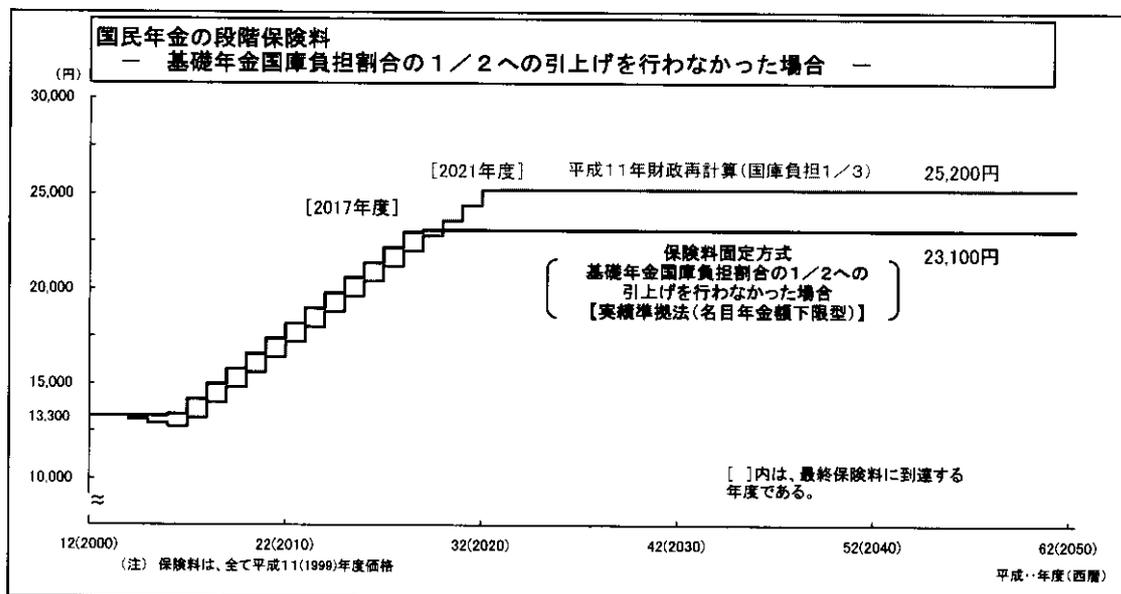
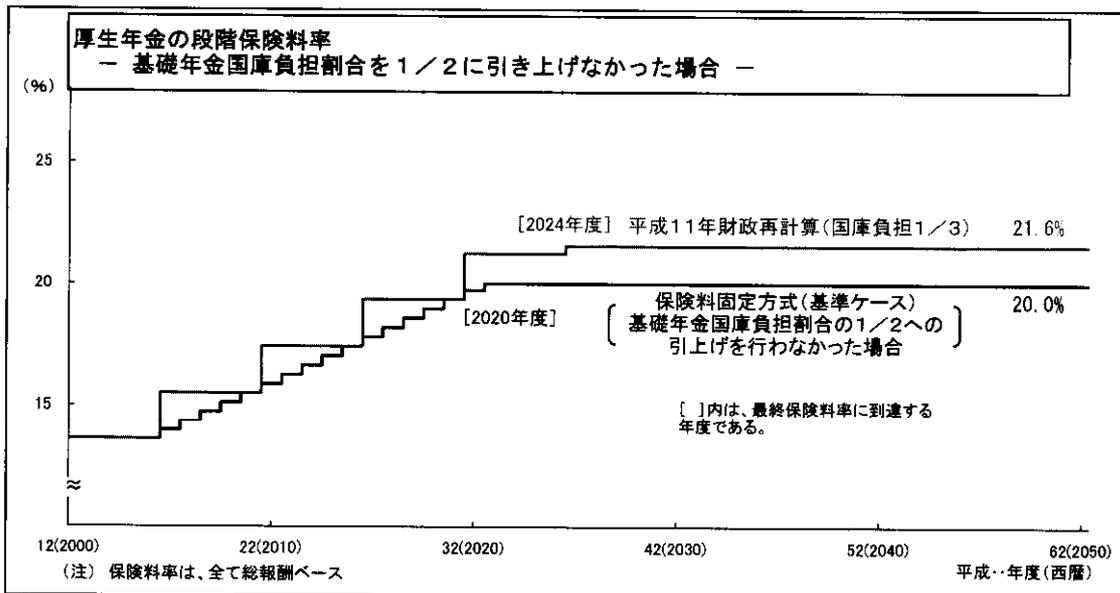
- 基礎年金国庫負担割合を1/3にとどめると、基準ケース(1/2)と比べ、給付水準調整期間が長くなる(2032年→2043年)とともに、最終的な給付水準が低下する(モデル年金でみた所得代替率 52%→45%)。

※ なお、基礎年金国庫負担割合1/2の場合、1/3にとどめた場合と比べ、最終的な給付水準が高くなることから、給付に要する費用が多くなり、これを賄うために必要となる保険料と税を合わせた全体的な負担の水準も高くなることに留意が必要である。

- また、このときの国民年金の最終保険料(平成11年度価格)は、国庫負担割合 1/2の場合(18,100円)と比べて5,000円上昇し、23,100円となる。



(参考2) 保険料固定方式における基準ケースの保険料(率)の引上げ計画(基礎年金国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合)



### (参考3)

## 1 将来見通し平均化法について

### 《考え方》

- マクロ経済スライドについては、上記で示した実績準拠法のほか、少子化等の社会経済情勢の変動の将来見通しに基づき設定する一定率(=スライド調整率)を、年金改定率(スライド率)から控除する方法が考えられる(将来見通し平均化法)。
- これは、人口等の将来見通しに基づいて、実績が判明する前から計画的に給付水準調整を行う方法である。例えば、労働力人口や被保険者数の変動率の将来見通しに基づきスライド調整率を設定し、これを年金改定率(スライド率)から控除することが考えられる。

(参考) 2050年までの労働力人口の平均変動率の見込み

高位推計	中位推計	低位推計
-0.5%程度	-0.65%程度	-0.8%程度

注:「日本の将来推計人口(平成14年1月)」及び「労働力率の見通し(平成10年10月)」より算出した。

### 《実績準拠法と将来見通し平均化法の違い》

- 実績準拠法では労働力人口等の変動の実績が反映されるのに対し、将来見通し平均化法では労働力人口等の変動の将来見通しが反映される。
- 将来見通し平均化法では、労働力人口等の変動の将来見通しを足下から反映させるため、実績準拠法と比べると、給付水準調整が早くから本格化する。これに対して、実績準拠法では、労働力人口等の減少が本格化する2025年頃から給付水準の調整度合いが大きくなる。
- このため、将来見通し平均化法の方が、足元から給付水準調整が大きく行われることとなるが、その分、実績準拠法よりもマクロ経済スライドを適用する特例期間(=給付水準調整期間)が短くなり、また、最終的な給付水準が高くなる。
- なお、将来見通し平均化法では、5年ごとの財政再計算期において、労働力人口等の変動の将来見通しの変化に応じて、単年度当たりのスライド調整率を修正していくことが必要となる。

## 2 単年度当たりの年金改定率(スライド率)に下限を設ける方法について

- 単年度当たりの年金改定率(スライド率)に下限を設ける方法については、次の2つの方法が考えられる。
  - ① 名目年金額下限型  
新規裁定者、既裁定者それぞれについて、一人当たり賃金や物価が下落する場合を除き、スライド調整を行うと前年度の名目年金額を下回るときは、年金改定率(スライド率)をゼロとすることとする。
  - ② 物価下限型  
新規裁定者、既裁定者それぞれについて、スライド調整を行うと前年度の年金水準を物価改定したものを下回るときは、物価上昇率により年金を改定することとする。
- 物価下限型では、既裁定年金の物価スライドを保証することから、保険料固定方式による給付水準調整は既裁定者には及ばないこととなる。その結果、名目年金額下限型よりも、給付水準調整期間が長くなり、また、最終的な給付水準が低下する。
- ※ 将来見通し平均化法及び物価下限型に関する試算については、後出の参考資料を参照。

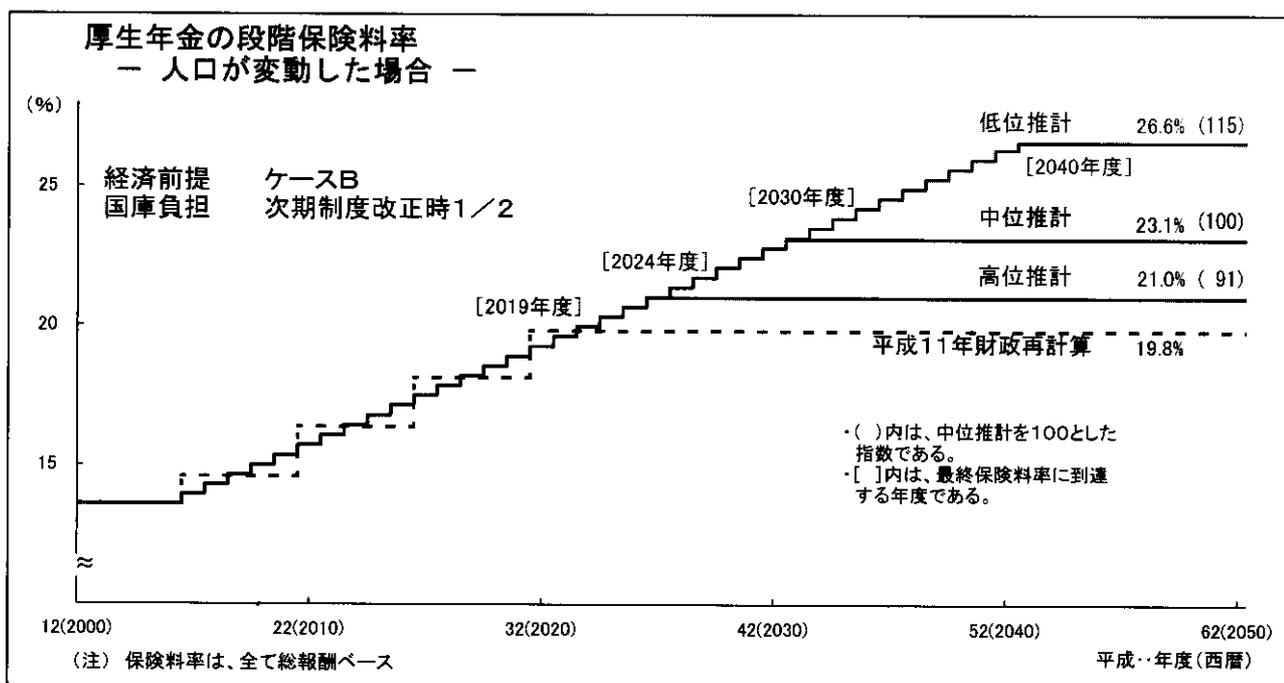
## (2-5) 人口等の諸前提について基準ケースと異なる仮定を置いた場合の試算結果

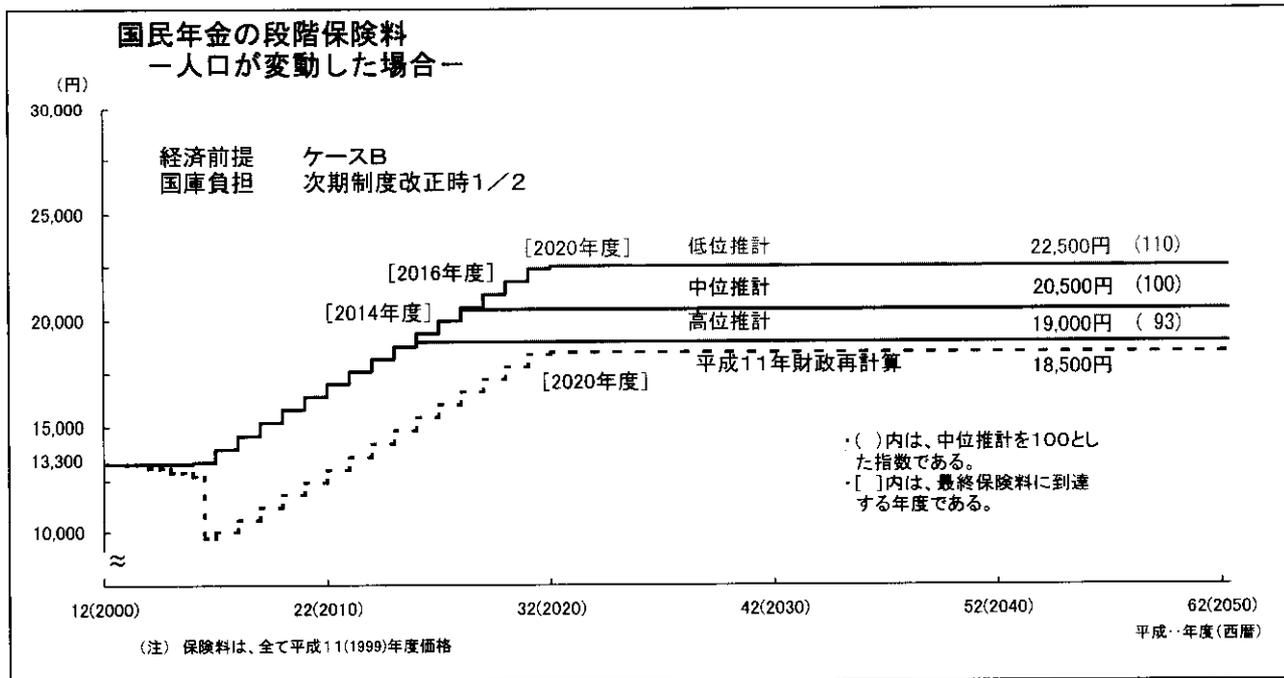
今回の試算では、上記2-4(給付と負担の見直しに関する方式の整理とその試算結果)で示した基準ケースについての試算結果に加えて、人口や経済等の諸前提について基準ケースと異なる仮定を置いた場合についても、試算を行った。概要は以下のとおりである。(詳細は後出の参考資料を参照。)

## 1 給付水準維持ケース

### ① 人口が変動した場合

- 基準ケース(中位推計)の最終保険料(率)を100とした場合、少子化の状況が改善する高位推計の下では、厚生年金の最終保険料率は91、国民年金の最終保険料は93となる。
- 一方、少子化がさらに進行する低位推計の下では、厚生年金の最終保険料率は115、国民年金の最終保険料は110となる。





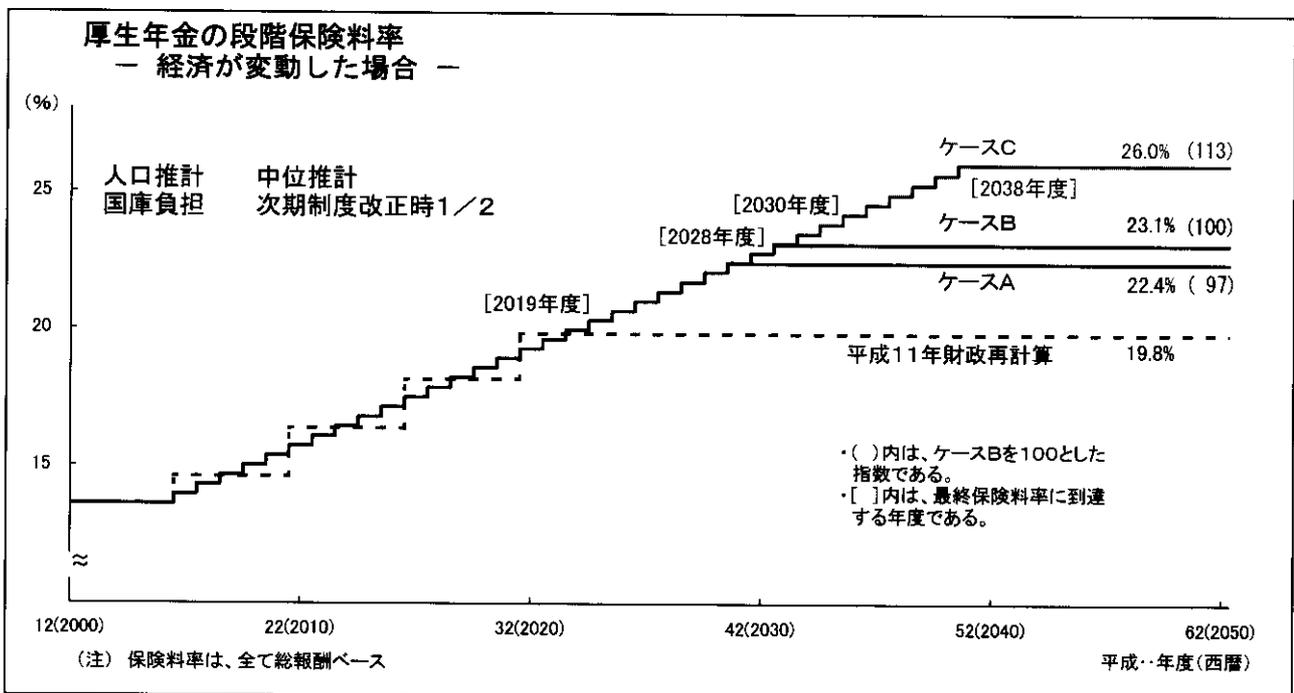
新人口推計(「日本の将来推計人口」平成14年1月推計)
高位推計(1.63)
<b>中位推計(1.39)(基準ケース)</b>
低位推計(1.10)

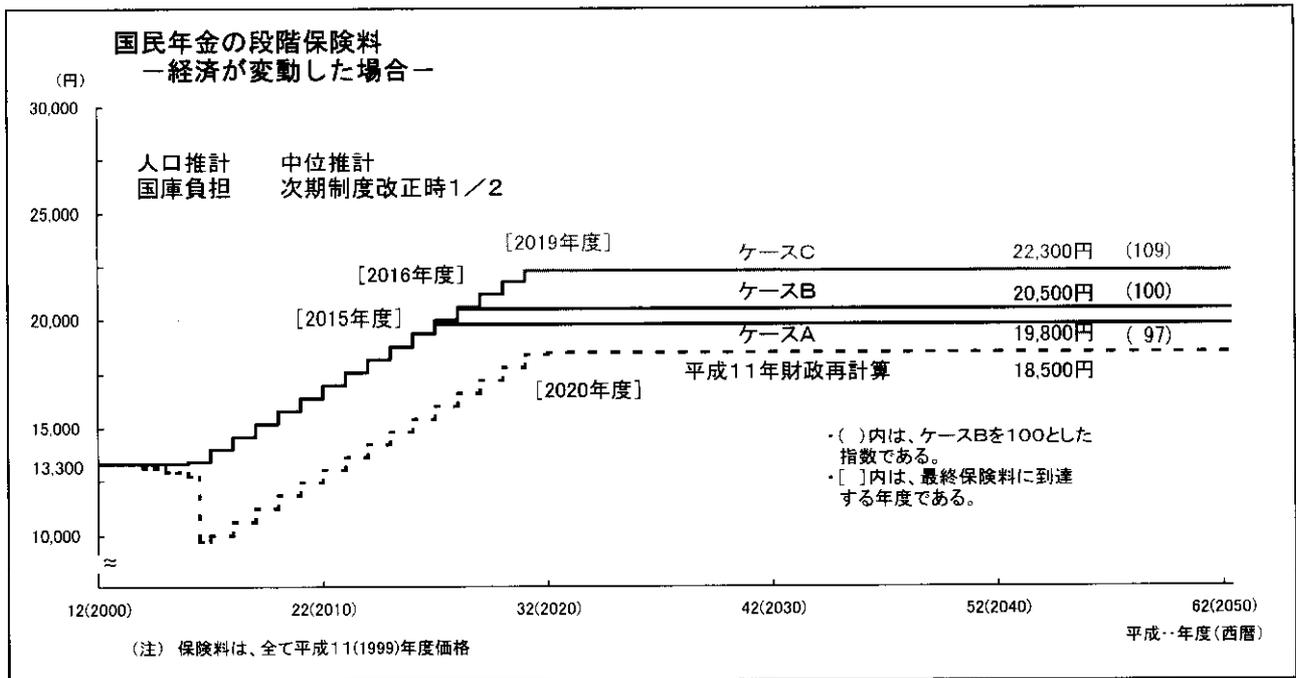
注1: ( )内の数値は、合計特殊出生率の仮定(2050年)である。(平成9(1997)年推計(中位)の2050年における合計特殊出生率は、1.61である。)

注2: 寿命の延びの仮定は全ケース共通。2050年における平均寿命は、男子80.95歳、女子89.22歳である。(平成9年推計の仮定は男子79.43歳、女子86.47歳)

## ② 経済が変動した場合

- 基準ケース(ケースB)の最終保険料(率)を100とした場合、経済状況が好転するケースAの下では、最終保険料(率)は、厚生年金、国民年金ともに 97となる。
- 一方、経済状況が悪化するケースCの下では、厚生年金の最終保険料率は113、国民年金の最終保険料は109となる。





【平成20(2008)年度以降】

	実質賃金 上昇率	実質運用 利回り	備考
ケースA	1.0%	1.5%	名目賃金2.5%、物価1.5%、名目利回り4.0%
ケースB (基準ケース)	1.0%	1.25%	名目賃金2.0%、物価1.0%、名目利回り3.25%
ケースC	0.5%	1.0%	名目賃金1.0%、物価0.5%、名目利回り2.0%

ただし、平成19(2007)年まで全体的に低い前提とし、次の経済前提を使用した。

【平成15(2003)～19(2007)年度まで】

	実質賃金 上昇率	実質運用 利回り	備考
ケースA	1.0%	1.5%	名目賃金1.0%、物価上昇率0.0%、名目利回り2.5%
ケースB (基準ケース)	0.5%	1.25%	名目賃金0.5%、物価上昇率0.0%、名目利回り1.75%
ケースC	0.0%	1.0%	名目賃金0.0%、物価上昇率0.0%、名目利回り1.0%

注1: 実質賃金上昇率とは、物価上昇率に対する実質的な賃金上昇率のことである。

(実質賃金上昇率 = 名目賃金上昇率 - 物価上昇率)

注2: 実質運用利回りとは、名目賃金上昇率に対する実質的な運用利回りのことである。

(実質運用利回り = 名目運用利回り - 名目賃金上昇率)

注3: 上表の運用利回りは自主運用分の前提である。試算に用いている運用利回りはこれに財投預託分の運用利回り(平成13年度末の預託実績より算出)を勘案した数値を使用。

注4: 平成14年の物価上昇率は、平成15年度の年金改定率として予算の概算要求に使用した -0.6%を使用。名目賃金、名目利回りは、それぞれケースA(1.0%、2.5%)、ケースB(0.5%、1.75%)、ケースC(0.0%、1.0%)とした。

注5: 平成13年度以前は、実績値を使用。